

規制改革の内容

現状

農林水産省の通知※では、既に登録されている農薬をドローン等により散布するため、高濃度の希釈倍数で使用する変更の登録申請を行う場合、単位面積当たりの有効成分投下量が元の登録の範囲内であれば**作物への残留に関する試験成績の提出については不要**とされているが、**地上走行型農薬散布用ロボットなどドローン以外の農薬散布の場合に適用可能か明らかでない。**

措置内容

当該通知が、**ドローン等に限らず、地上走行型農薬散布用ロボット等による高濃度散布である場合も対象**としたものであることについて明確となるよう、農林水産省ウェブサイトに掲載した。

効果

高濃度の農薬を使用可能とすることにより、作業時間の短縮、水の運搬負担の軽減、機械の小型化などに寄与し、**スマート農業の普及と農業現場の活性化を促進する。**

規制改革の概要

就農者の高齢化や人手不足を背景に、農業の機械化、省力化が求められている。

課題

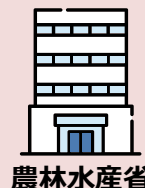
大量の農薬補充により
手間がかかる



大型機械を利用
できる圃場が限定的



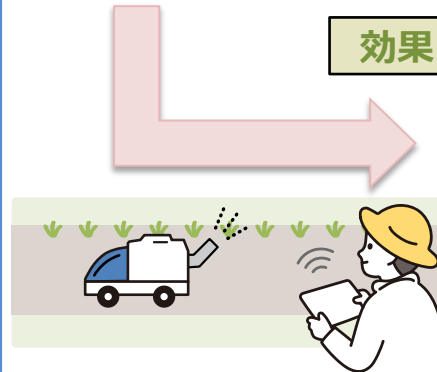
就農者の
高齢化・人手不足



農林水産省

高濃度の希釈倍数で使用する変更の登録申請を行う場合、単位面積当たりの有効成分投下量が元の登録の範囲内であれば、地上走行型農薬散布用ロボット等による農薬散布の場合であっても、**作物への残留に関する試験成績の提出については不要であることが明確化された。**

効果



スマート農業の普及と
農業現場の活性化促進

